

事 務 連 絡

平成 28 年 12 月 9 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

専務理事 境 政 人

韓国の家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの疑い事例について

このことについて、平成 28 年 11 月 17 日付け事務連絡をもって農林水産省消費・安全局動物衛生課家畜防疫対策室長から、別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、11 月 16 日に韓国家畜衛生当局が同国全羅南道海南郡の採卵鶏飼養農場で高病原性鳥インフルエンザの疑い事例を確認した旨発表したことを踏まえ、畜産関係者への情報提供、指導の強化を目的に、本会に通知されたものです。

つきましては、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

本件のお問合わせ先

公益社団法人

日本獣医師会事業担当：福田

TEL 03-3475-1601

重要

事務連絡
平成28年11月17日

都道府県家畜衛生主務課長 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課家畜防疫対策室長

韓国の家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの疑い事例について

昨日16日、韓国家畜衛生当局が、同国全羅南道海南郡の採卵鶏飼養農場（飼養羽数約4万羽）で、高病原性鳥インフルエンザの疑い事例が確認された旨発表を行ったところです。

当地報道によれば、この疑い事例では、死亡羽数は約2千羽とされています。また、この疑い事例のほか、同国忠清北道陰城郡のあひる飼養農場（飼養羽数約1万羽）でも、死亡羽数の増加により当局あて通報があり、検査が予定されている旨の報道もあります。

上記については、より正確で詳細な情報が分かり次第、引き続き情報提供していく予定ですが、発表のあった疑い事例は韓国の南部に位置し、我が国とも距離的に近いことも踏まえ、今月11日の当方事務連絡のフォローアップとして、畜産関係者への情報提供、指導の強化（特に、飼養家きんの異状の早期発見・通報）をお願いします。



韓国における高病原性鳥インフルエンザの状況 (2016年11月)



※ 出典: 韓国農林畜産食品部、現地報道